## 主 文 原判決を破毀し本件を熊本地方裁判所に差戻す 理 由

原審検事Aの上告趣意は末尾添付の上告趣意書と題する書面記載のとおりである 衣料品配給規則第四条は衣料品を譲受け譲渡す場合消費者は小売業者との間に於 てのみ、小売業者は卸売業者及び消費者との間に於てのみ卸売業者は小売業者及び 生産業者との間に於てのみ、生産業者は卸売業者との間に於てのみなすべきこと を、同規則第五条はその譲受け譲渡す場合には配給割当公文書の記載するところに 従い且つこれと引換えでなさねばならぬことを規定し何れも衣料を売買する場合の 規定であることは明である。

翻つて本件公訴事実(一)を見るのにその要旨は

(要旨〉被告人は肩書住居地において繊維製品の販売を業としている者であるが法でないのに、衣料品〈/要旨〉配給規則による割当公文書と引換えでなりして、熊本市 a 町 b 丁目 B 株式会社事務室において同社社員から昭和二十三年五十日頃手袋四百八十双を代金五万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金一万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金一万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金一万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金一万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金一万六千五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円、スフクオルニ百四十枚を代金三万十五百円で買受けて譲受けて譲受けたと云うにあるがよるが表別第四条に違ってあるがら本と認めた場合はその公訴を以ては公訴がない。然るに原判決の表別第四条に該当する事実を認めながらそれについては公訴がないからとて直に影響の言渡をしたがこれは法の解釈を誤った違法の判決であわその違法は判決に影響を及ぼすこと明であるから論旨は理由がある。

よつて刑事訴訟法施行法第二条旧刑事訴訟法第四百四十七条第四百四十八条の二第一項に則り原判決を破毀し本件を原裁判所に差戻すことにして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 二階信一)